

入 札 公 告

工事について、次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 6 年 8 月 1 9 日

根室市長 石 垣 雅 敏

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 根室下水終末処理場 用水設備更新工事
- (2) 工事場所 根室下水終末処理場
- (3) 予定価格 4 1, 6 2 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の合計額を含む）
- (4) 工 期 令和 6 年 9 月 2 7 日から令和 7 年 3 月 2 5 日（1 8 0 日間）
- (5) 工事概要 工種：機械器具設置工、水道施設工事
用水設備 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体企業であつて、かつ、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 一般審査事項

- ア 根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、本工事と同種の工事種目に登録されている者であること。
- イ 北海道内に本支店又は営業所等を有するものであること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 本工事の入札執行の日までの間に、根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- オ 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- カ 建設業法で必要とされている技術者を配置できること。

(2) 特別審査事項

- ア 「機械器具設置工」の総合評定値（P）が1, 0 0 0 点以上であること。
- イ 過去10年間（平成25年度以降）に北海道内で下水道法に基づく下水終末処理場または污水ポンプ場等において、用水設備工事を元請で施工した実績があること。なお、共同企業体としての施工実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 入札参加資格の審査

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出し、資格の審査を受けなければならない。

ア 配置予定技術者調書

(2) 受付期間

令和6年8月20日（火）から令和6年8月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）。

毎日午前8時50分から午後5時20分まで。

(3) 受付場所

根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部上下水道総務課

（TEL0153-23-6111）

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加希望者に無断で使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 資料の記載方法に関する問い合わせ先

根室市建設水道部上下水道総務課

（TEL0153-23-6111）

4 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は令和6年9月5日（木）までに資格者に対し条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について令和6年9月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

根室市常盤町2丁目27番地

根室市建設水道部都市整備課

（TEL0153-23-6111）

(2) 理由の説明は、説明を求められた日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。

6 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を取り消す。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

(2) 申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。

- (3) 根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止を受けたとき。

7 契約条項を示す場所

根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部上下水道総務課

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

根室市契約規則第8条第1項第2号の規定により免除

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1(1/10)以上とする。

9 申請書等の配付、閲覧等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書の様式、契約書案、建設工事競争入札心得は、次のとおり配付する。

ア 配付期間 令和6年8月19日(月)から令和6年8月29日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前8時50分から午後5時20分まで。

イ 配付場所 根室市常盤町2丁目27番地
根室市建設水道部上下水道総務課及びホームページ上。
(TEL0153-23-6111)

ウ 配付方法 上記の場所で直接受け取る又はホームページからダウンロードすること。

エ 費用 無料とする。

- (2) 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり閲覧に供する。

なお、入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 令和6年8月19日(月)から令和6年9月19日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前8時50分から午後5時20分まで。

イ 閲覧場所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部上下水道総務課
(TEL0153-23-6111)

- (3) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間 令和6年8月20日(火)から令和6年9月12日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前8時50分から午後5時20分まで。

イ 受付場所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部上下水道総務課
(TEL0153-23-6111)

- (4) 質問に対する回答は、書面によるものとする。

なお、回答書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和6年9月13日(金)から令和6年9月19日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前8時50分から午後5時20分まで。

イ 閲覧場所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部上下水道総務課
(TEL0153-23-6111)

10 現場説明会の日時及び場所

行いません。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和 6 年 9 月 2 5 日 (水) 午前 1 0 時 1 0 分

(2) 場 所 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所2階 防災研修室(203)

12 入札方法等

(1) 郵便又は電報による入札は認めない。

(2) 代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として1回とする。

13 契約者

本工事契約は「根室市長 石垣 雅敏」であるので、委任状、入札書の宛先は契約者宛にすること。

14 消費税課税事業者等の申出

落札した者は、落札決定後、速やかに消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

15 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格者であっても、審査後、指名停止を受け、入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

16 支払条件

(1) 前 金 払

請負代金額の4割に相当する額の範囲内で請求することができる。

(2) 中間前金払

請負代金額の2割に相当する額の範囲内で請求することができるが、前金払の額と合計して6割を超えることができない。

(3) 部 分 払

部分払を選択した場合の、各会計年度において部分払のできる回数は次のとおりとする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

上限回数 1回

(4) 中間前金払と部分払の選択

中間前金払又は部分払については、原則として契約締結時にいずれかを選択するものとし、契約締結後の変更は認めない。

17 最低制限価格の設定

設定する。

18 工事費内訳書の提出

- (1) 入札執行時、入札に際し工事費内訳書を提出すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

19 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事競争入札心得等その他関係法令を遵守すること。
- (2) 入札会場においては、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。
- (3) その他不明な点は、根室市建設水道部上下水道総務課もしくは、下水道課に照会すること。